

令和4年度

ケアラー支援の推進に関して講じた
施策の実施状況及び成果に関する報告書

令和5年6月

茨城県

この「ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（令和3年茨城県条例第60号）第15条の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第8条から第14条の規定に沿って、令和4年度の施策や取組を整理しています。

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（抄）

（年次報告）

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

目 次

令和4年度 ケアラー支援の推進施策一覧	・ ・ ・ ・ ・	1
1 市町村との連携	・ ・ ・ ・ ・	4
2 推進計画	・ ・ ・ ・ ・	6
3 ケアラーの支援	・ ・ ・ ・ ・	7
4 人材の育成等	・ ・ ・ ・ ・	17
5 普及啓発	・ ・ ・ ・ ・	20
6 民間支援団体の活動に対する支援	・ ・ ・ ・ ・	24
7 実態調査等	・ ・ ・ ・ ・	26
(参考)		
茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい 社会を実現するための条例	・ ・ ・ ・ ・	28

令和4年度 ケアラー支援の主な推進施策一覧

条 項	事業名等	関連する取組内容	担当部局	担当課
1 市町村との連携等 【第8条】	多様な関係機関が参加する合同研修の開催	・多様な関係機関が一堂に集まり具体的な事例研究などを実施する研修の開催	福祉部	福祉政策課
	ケアラー支援に関する講演会等の開催支援	・ケアラー支援に関する有識者やケアラー当事者による講演会等の開催	福祉部	福祉政策課
2 推進計画 【第9条】	県推進計画の策定・公表	・ケアラー支援に関する基本方針・具体的施策を定めた県推進計画の策定・公表	福祉部	福祉政策課
3 ケアラーの支援 【第10条】	ケアラー相談窓口の明確化の推進	・市町村におけるケアラー相談窓口明確化の推進 ・県ホームページ等での各市町村のケアラー相談窓口に関する情報の提供	福祉部	福祉政策課
	多様な関係機関が参加する合同研修の開催支援【再掲】	・多様な関係機関が一堂に集まり具体的な事例研究などを実施する研修の開催	福祉部	福祉政策課
	いばらき虐待ホットラインによる相談支援	・24時間対応の電話相談窓口、SNS相談窓口の開設 ・ヤングケアラーなどからの児童虐待に関する通報・相談への対応	福祉部子ども政策局	青少年家庭課
	教職員等によるヤングケアラー相談支援の強化	・担任や養護教諭等による相談等の実施 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携・協力による組織的な支援	教育庁学校教育部	義務教育課・高校教育課
	スクールカウンセラー配置事業の実施	・スクールカウンセラーの公立学校等配置によるカウンセリング等の支援	教育庁学校教育部	義務教育課・高校教育課
	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	・スクールソーシャルワーカーの派遣による家庭環境などの課題を抱える児童生徒の支援の充実	教育庁学校教育部	義務教育課・高校教育課

条 項	事業名等	関連する取組内容	担当部局	担当課
3 ケアラーの支援 【第10条】	子どもホットラインによる相談支援	・電話、Eメール等による24時間対応の相談窓口の毎日開設	教育庁学校教育部	義務教育課・高校教育課
	いばらき子どもSNS相談による相談支援	・身近なSNSを活用した相談窓口開設	教育庁学校教育部	義務教育課・高校教育課
	認知症の方とその家族等への支援	・電話相談及び専門医療相談窓口の設置、本人・家族同士の交流会等の開催 ・認知症の方やその家族等に対する知識の普及啓発、研修の実施	福祉部	長寿福祉課
	民間支援団体等における交流の機会づくりの取組推進	・先進的な取組事例や市民活動に活用できる助成制度などの情報発信	福祉部	福祉政策課
	茨城県働き方改革優良(推進)企業認定制度の推進	・働き方改革に積極的に取り組み、その実績が優れた企業を優良企業として認定・公表することによる企業における働きやすい職場環境づくりの推進	産業戦略部	労働政策課
	いばらき労働相談センターにおける相談支援	・労働相談窓口の設置、専門の相談員による労働条件、賃金不払いなどの労働相談の実施	産業戦略部	労働政策課
	4 人材の育成等 【第11条】	多様な関係機関が参加する合同研修の開催支援【再掲】	・多様な関係機関が一堂に集まり具体的な事例研究などを実施する研修の開催	福祉部
生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施		・市町村職員、市町村社協職員、自立相談支援機関職員等を対象とした研修の実施	福祉部	福祉政策課
認知症サポーターの活動支援		・市町村が実施する認知症サポーターの養成、支援体制づくりに係る認知症サポーター養成講座の講師養成、支援体制づくりに関するコーディネーター養成	福祉部	長寿福祉課

条 項	事業名等	関連する取組内容	担当部局	担当課
5 普及啓発 【第12条】	ケアラーに向けた情報発信	・ 県ホームページ、県広報誌、SNS、県政ラジオ等を広く活用した広報・啓発 ・ 市町村による啓発活動の推進	福祉部	福祉政策課
	児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供	・ 学校のホームルーム等での啓発用リーフレットの配布・説明	教育庁学校教育部	義務教育課・高校教育課
	県民に向けた情報発信	・ 県ホームページ、県広報誌、SNS、県政ラジオ等を広く活用した広報・啓発	福祉部	福祉政策課
	ケアラーに支援に関する講演会等の開催支援 【再掲】	・ 市町村等におけるケアラー支援に関する有識者やケアラー当事者等による講演会等の開催支援	福祉部	福祉政策課
	県内事業者等への啓発・情報発信	・ 県ホームページやメールマガジンによる県内事業者に対する働き方改革優良認定企業の優良事例、働き方改革等に関する関係法令、各種助成金、研修会などの情報の発信	産業戦略部	労働政策課
	「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」と連携した啓発	・ 毎年8月及び11月をいばらき働き方改革推進月間と定め、チラシやポスターの配布による啓発活動の実施	産業戦略部	労働政策課
6 民間支援団体の活動に対する支援 【第13条】	要保護児童対策地域協議会の活動促進	・ 市町村の要保護児童対策地域協議会における市町村を含めた関係機関の情報交換や事例検討の実施などによる活動支援	福祉部子ども政策局	青少年家庭課
	茨城助け合い運動推進事業による助成	・ 喫緊の地域課題の解決に向けてNPO等が新たに取り組む活動等に対する事業費等の助成	県民生活環境部	女性活躍・県民協働課
	交流サルーンいばらきの運営による支援	・ NPOやボランティア団体等に対する活動への助成金、地域の行政施策などに関する情報、交流の場の提供	県民生活環境部	女性活躍・県民協働課
7 実態調査等 【第14条】	ケアラー・ヤングケアラー実態調査	・ ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握し、必要な支援策を検討するため調査を実施	福祉部	福祉政策課

1 市町村との連携等（第8条関係）

- ・ケアラーの支援に関する施策の策定及び実施にあたっては、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体と相互に密接な連携及び協力を図る。

事業名等	多様な関係機関が参加する合同研修の開催
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	1,646千円（国補：1/2）

<事業概要>

複合的な課題を抱えるケアラー・ヤングケアラーを適切に支援していくため、福祉・介護・医療・教育など多様な支援機関職員のスキルアップ及び連携強化を目的として、ケーススタディなど実践的な研修会を開催する。

<実施状況>

名称	ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修	
開催日時 場 所 参加者数	R5. 2. 20(月) 日立シビックセンター（日立市）	17名
	R5. 2. 21(火) 茨城県県南生涯学習センター（土浦市）	43名
	R5. 3. 6(月) セキショウ・ウェルビーイング福祉会館（水戸市）	42名
対象者	市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員、社会福祉協議会職員、教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等	
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人研修（集合研修日までに動画を視聴） ヤングケアラー・ケアラーの理解や支援のポイント等の説明動画 ・集合研修（上記3会場） 事例を通じてケアラーのニーズと支援を考えるグループワーク 	

<成 果>

福祉・介護・医療・教育など多様な支援機関職員の参加があり、事例を通じて具体的な支援等を考えるグループワークを行った結果、関係者のスキルアップ及び連携強化を図ることができた。

事業名等	ケアラー支援に関する講演会等の開催支援
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	74千円（県単）

<事業概要>

支援機関におけるケアラー・ヤングケアラー支援の必要性等の周知や、支援の在り方を考える契機とするため、元ヤングケアラーの体験談や、家族介護の専門家による講演会を開催する。

<実施状況>

名称	茨城県ケアラー・ヤングケアラー支援講演会
開催日時 場 所 参加者数	R4.10.5(水) オンライン開催 157名
対象者	市町村職員、教員、ケアマネジャー、社会福祉協議会職員、 民生委員・児童委員、医療関係者等
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者あいさつ 福祉部長 飯塚一政 ・「ヤングケアラーに関する施策（R5 予算概算要求）」 講師：厚生労省職員 ・「元ヤングケアラーの語り」 講師：高橋唯氏 (高次脳機能障害の家族をケアする元ヤングケアラー) ・「今、ケアラー支援がなぜ必要か」 講師：筑波大学医学医療系ヘルスサービスリサーチ分野 教授 田宮奈菜子氏

<成 果>

元ヤングケアラーの体験談や、家族介護の専門家による講演を通して、ケアラー・ヤングケアラーの支援を担っていく参加者の支援に対する理解・認識を深めることができた。

2 推進計画（第9条関係）

- ・ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、公表する。

事業名等	県推進計画の策定・公表
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	506千円（県単）

<事業概要>

ケアラー支援の課題や必要な支援策を検討するため、ケアラー支援に詳しい専門家や支援団体、学校関係者などが参画する有識者委員会を設置し、ケアラーの実状や課題について議論し、実態調査の結果や同委員会での意見を踏まえ、支援に向けた基本方針や具体的な施策等を盛り込んだケアラー支援推進計画を策定し、公表する。

<実施状況>

有識者委員会開催実績

開催日	議事内容
第1回委員会 R4.4.28（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○県ケアラー支援条例について ○ケアラー・ヤングケアラー支援事業について ○ケアラー・ヤングケアラー実態調査の実施について ○県ケアラー支援推進計画（仮称）策定スケジュール等について
第2回委員会 R4.6.30（木）	<ul style="list-style-type: none"> ○ケアラー・ヤングケアラー実態調査の中間報告について ○県ケアラー支援推進計画（骨子案）について
第3回委員会 R5.1.30（月）	<ul style="list-style-type: none"> ○県ケアラー・ヤングケアラー実態調査結果の報告について ○ケアラー支援の取組について ○県ケアラー支援推進計画（案）について

- R5.2 : ケアラー支援推進計画（案）を作成
R5.2/22～3/7 : ケアラー支援推進計画（案）に係るパブリックコメントを実施
R5.3/31 : 策定・公表（県ホームページ等）

<成果>

「ケアラーとその家族が安心して自分らしく生きられる支え合いの地域社会づくり」を基本理念とし、認知度向上・理解促進、相談・支援体制の整備、多様な支援施策の推進、人材の育成の4つの基本方針、及び具体的な施策等を明記した茨城県ケアラー支援推進計画を策定、公表した。

3 ケアラーの支援（第10条関係）

- ・ケアラーの生活の質を維持向上させるとともに、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安、負担等を軽減させるため、必要な施策を推進する。

事業名等	ケアラー相談窓口の明確化の推進
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

ケアラーが相談窓口を容易に把握することができるよう、市町村におけるケアラー相談窓口の明確化を推進するとともに、県ホームページ等において各市町村のケアラー相談窓口に関する情報を提供する。

<実施状況>

各市町村におけるケアラー・ヤングケアラー支援の窓口となる担当課の明確化について個別に働きかけをおこなった。

市町村からの回答を一覧に取りまとめ、県のホームページで公表した。

<成 果>

各市町村におけるケアラー支援、ヤングケアラー支援のそれぞれの窓口となる担当課の明確化を推進することができた。

また、市町村の担当課窓口一覧を県のホームページで公表することにより、ケアラー及びその家族等へ情報提供することができた。

事業名等	多様な関係機関が参加する合同研修の開催【再掲】
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	1, 6 4 6 千円（国補：1/2）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、4ページを参照願います。

事業名等	いばらき虐待ホットラインによる相談支援
当課名	福祉部子ども政策局 青少年家庭課
最終予算額	28,594千円（国補：1/2）

<事業概要>

24時間対応の電話相談窓口、SNS相談窓口を開設し、ヤングケアラーなど18歳未満の子ども等からの児童虐待に関する通報・相談に対応する

<実施状況>

○いばらき虐待ホットライン

対象者：18歳未満の児童の虐待に関することであれば、誰でも相談可能

相談時間・方法：24時間無休対応の電話相談

相談内容：児童虐待等に関する通報と相談

相談実績：R4年度：2,594件（うち緊急308件）

○親子のための相談ライン

対象者：子ども（18歳未満）とその保護者等

相談対応時間：平日（土日祝日除く）10時00分～20時00分

※時間外の相談は、返信を希望者される方へ翌相談対応時間内に対応

緊急的な虐待通報や児童虐待に関する緊急相談は、24時間無休対応の「虐待ホットライン189」（電話）へつなぐ。

相談内容：児童虐待に関する相談、子育てや親子関係についての悩み相談等

その他：身体や命に危険があるなどの緊急時は、児童相談所や警察等の関係機関へつなぐ。

相談は無料、匿名でも可能。子ども本人からの相談も可能

相談実績：R4年度：85件（R5年2月より運用開始）

<成果>

児童虐待に係る相談や通報に24時間体制で対応し、緊急事案に対して児童相談所や警察と連携して対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。

SNSを活用した気軽に相談できる窓口を整備し、児童虐待や子育て等についての相談に対応することで、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながった。

事業名等	教職員等によるヤングケアラー相談支援の強化
担当課名	教育庁学校教育部 高校教育課
最終予算額	679千円（県単）

<事業概要>

生徒指導教員の増員配置や、高等学校等生徒指導相談員の配置を行い、生徒指導体制の改善、充実化により、生徒のいじめなどの問題行動等の未然防止及び早期発見を図る。

<実施状況>

○生徒指導実践サポート事業

第2回生徒指導教員連絡協議会及び茨城県生徒指導主事研修会において、いじめや自殺に関する行政説明のほか、「ヤングケアラー支援」に関しても説明を行い、生徒指導主事対象に理解促進を促した。

実施時期：令和4年10月24日（月）

対象：県立高等学校生徒指導主事95名等

<成果>

県立高等学校生徒指導主事等に、ヤングケアラーに関する理解促進を図ることができた。

事業名等	スクールカウンセラー配置事業の実施
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課・高校教育課
最終予算額	289,260千円（国補：1/3）

<事業概要>

いじめ、不登校、暴力行為等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立学校等に配置し、教育相談体制を充実させる。

<実施状況>

○スクールカウンセラー配置事業

- ・全公立小中学校に配置

同一市町村内の中学校1～2校を組み合わせ、188グループを編成

(1グループあたり 年35回、1回あたり7時間)

原則として中学校区に同一のスクールカウンセラーを配置し、小中連携を強化

- ・全県立高等学校に配置

年間1校当たり15回～32回

(1回当たり3～4時間)

<成 果>

各学校において、児童・生徒の心のケアや児童・生徒への対応に関する保護者や教員への助言・指導のほか、スクールカウンセラーを講師とした研修により、教員のカウンセリング能力等を向上させるなど教育相談体制の充実を図ることができた。

事業名等	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課
最終予算額	18,615千円(国補:1/3)

<事業概要>

社会福祉等に関して専門性の高い支援を必要としている学校等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた生活環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒や保護者等に対する支援を行う。

<実施状況>

○スクールソーシャルワーカー活用事業

- ・市町村教育委員会の要請に応じて、小中学校等に派遣
- ・派遣回数：小中学校等1,500回(原則1回3時間/5～12回程度)
- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会における研修会

日時：R5.2.14

演題：「ヤングケアラーのためのスクールソーシャルワーカーの支援」

講師：茨城大学教授 新井 英靖

<成 果>

担任をはじめとする教職員とともに、保護者や児童生徒に対する面談や家庭訪問を行い、児童生徒の生活環境を把握し、家庭環境への働きかけを行うことで、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることができた。

また、スクールソーシャルワーカー連絡協議会における研修会を通して、スクールソーシャルワーカーの対応力の向上を図ることができた。

事業名等	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施
担当課名	教育庁学校教育部 高校教育課
最終予算額	4, 160千円（国補：1/3）

<事業概要>

県立学校からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣し、生徒の置かれた生活環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒や保護者等に対する支援や助言等を行う。

ケアラーに対する支援の重要性等について、すべての県立高校等においてスクールソーシャルワーカーを活用して研修を行い、学校における適切な支援に資する。

<実施状況>

○スクールソーシャルワーカー派遣事業

- ・ 県立学校からの要請に応じて派遣
- ・ 派遣時期：随時
- ・ 各校における校内研修会へスクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣（研修会の対象者は教職員、全95校中64校で実施（67.4%））

<成 果>

教職員とともに、保護者や児童生徒に対する面談等を行い、児童生徒の生活環境を把握し、家庭環境への働きかけを行うことで、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることができた。

また、スクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを活用した研修会を通して、教職員の対応力の向上を図ることができた。

事業名等	子どもホットラインによる相談支援
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課
最終予算額	41,963千円（国補：1/3）

<事業概要>

18歳未満の子どもを対象に、電話、Eメール等による24時間対応の相談窓口を毎日開設し、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図る。

<実施状況>

○電話やEメール等による相談対応を毎日24時間実施

相談件数：8,552件（R4実績）

○相談員に対し、様々な研修を実施

全体研修「自殺をほのめかす相談を受けた際の電話対応」

「ヤングケアラーに関する基礎知識・電話相談対応」

<成果>

子どもたちが抱える様々な不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図ることができた。

相談員の知見を深めるとともにスキルアップを図り、相談体制を充実させることができた。

事業名等	いばらき子どもSNS相談による相談支援
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課
最終予算額	20,570千円（国補：1/3）

<事業概要>

県内の中高生を対象に、子どもたちに身近なSNS（LINE）を使った相談窓口を1日4時間（18時～22時）毎日開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図る。

<実施状況>

- LINEによる相談対応を毎日18時～22時まで開設
相談件数：3,558件（R4実績）
- 「いばらき子どもSNS相談」のQRコードを記載した周知チラシを定期的に配布
相談を希望する生徒は、QRコードを読み取り「友だち追加」したうえで、開設時間内に相談メッセージを送信する。

<成果>

SNS相談を利用者満足度調査によると約90%の生徒が「相談してよかった」「悩みが解決できた・不安が解消された」と回答しており、生徒たちの相談体制の充実を図ることができた。

事業名等	認知症の方とその家族等への支援
担当課名	福祉部 長寿福祉課
最終予算額	990千円（国補：1/2）

<事業概要>

専用電話相談を設置し、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じる。実情に応じ、面談面接による相談を実施する。

<実施状況>

- 認知症電話相談事業
 - 委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部
 - 開設日時：平日 午後1時から4時まで（年末年始、祝日を除く）
 - 相談員：9名
 - 相談件数：104件（R4実績）

<成果>

介護の悩みや家族の人間関係等の相談に対し、感情の受け止めや考えの明確化等助言を行い、精神面の支援を図ることができた。

事業名等	認知症の方とその家族等への支援
担当課名	福祉部 長寿福祉課
最終予算額	275千円（国補：1/2）

<事業概要>

認知症の本人や認知症高齢者等を支える家族と認知症介護の経験を持つ地域の経験者等との交流の場を設ける。

<実施状況>

○認知症高齢者等家族支援事業

委 託 先 ：公益社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部

名称	開催日時	会場	参加者数
認知症高齢者等本人 同士の交流会	4/23、6/25、10/2、 12/24、2/25	ひたち野リフレ ビル	延べ52名
男性介護者のつどい	5/28、7/23、9/30、 11/26、1/28、3/25	ひたち野リフレ ビル	延べ32名

<成 果>

本人や家族同士が体験や希望を語り合う場を提供することで、認知症の知識・介護の技術面だけではなく、精神面も含めた支援を図ることができた。

事業名等	民間支援団体等における交流の機会づくりの取組推進
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

NPOやボランティア団体などの民間支援団体等におけるケアラーの居場所づくり等を推進するため、先進的な取組事例や市民活動に活用できる助成制度などの情報を発信する。

<実施状況>

県ホームページ等において、ヤングケアラー支援プログラム（※）への参加者募集等について情報発信

※ 認定特定非営利活動法人カタリバが実施している、オンラインによるヤングケアラーに対する伴走支援

- ・県と認定NPO法人カタリバ（東京）は、令和4年10月27日（木）に連携協定を締結し、当該協定に基づき新たな取組として県内で開始
- ・支援期間：令和5年4月～令和6年3月（1年間）
- ・応募者：5名

<成果>

県ホームページ等における情報発信により、NPO団体の活動を支援するとともに、ケアラー支援の推進を図ることができた。

事業名等	茨城県働き方改革優良（推進）企業認定制度の推進
担当課名	産業戦略部 労働政策課
最終予算額	—

<事業概要>

働き方改革に積極的に取り組み、その実績が優れた企業を優良企業として認定・公表することで、企業における働きやすい職場環境づくりを推進する。

<実施状況>

○茨城県働き方改革優良（推進）企業認定制度の推進

働き方改革に積極的に取り組み、その実績が優れた企業を優良企業として認定・公表

※認定件数(実数)：優良229(175)社、推進29(26)社（R4年度実績）

<成果>

働き方改革の取組が優れた企業を働き方改革（推進）優良企業として認定するとともに、認定企業の取組を優良事例として紹介することにより、県内企業の多様で柔軟な働きやすい職場環境づくりを促進した。

事業名等	いばらき労働相談センターにおける相談支援
担当課名	産業戦略部 労働政策課
最終予算額	9, 3 5 1 千円 (県単)

<事業概要>

労働相談窓口を設置し、専門の相談員による労働条件や賃金不払いなどの労働相談を実施する。

<実施状況>

○いばらき労働相談センター事業

労働相談窓口を設置し、専門の相談員による労働条件や賃金不払いなどの労働相談を実施

開設日時 : 平日 午前9時から午後7時まで

第2・4土曜日 午前9時から午後3時まで

※第1・3・5土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業

相談員 : 4名

相談件数 : 758件 (R4実績)

<成果>

いばらき労働相談センターにおいて、労働相談員が労使双方からの相談に応じる労働相談を実施し、相談者に対して適切な相談窓口紹介や情報提供を行うことにより、労働者福祉の向上を図った。

4 人材の育成等（第11条関係）

- ・関係機関におけるケアラー支援の人材育成に取り組むとともに、多様な関係機関相互の連携促進を図る。
- ・ケアラー支援の担い手として活躍する地域づくりを推進するとともに、県民におけるケアラー支援の機運醸成を図る。

事業名等	多様な関係機関が参加する合同研修の開催【再掲】
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	1,646千円（国補：1/2）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、4ページを参照願います。

事業名等	生活困窮者自立支援制度人材養成研修の実施
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	311千円（国補：1/2）

<事業概要>

生活困窮者自立相談支援事業に従事する自立相談支援機関職員、社会福祉協議会職員等を対象に、支援員としての資質の向上を図るとともに、支援員同士のネットワークをつくることを目的に研修を開催する。

<実施状況>

○令和4年度生活困窮者自立支援制度支援員等研修

【講義】（公開動画の視聴：令和4年12月21日から令和5年2月24日まで）

- ・講義項目に「ケアラー・ヤングケアラー支援」（20分）を新たに追加
- ・動画共有サービス（YouTube）に講義を限定公開（上記を含む22講義計740分）
- ・視聴後、受講者は事後アンケートを提出

【グループワーク】（令和4年12月22日）

- ・テーマ：「関係機関と連携した支援事例」
- ・出席者：26名

<成 果>

ケアラー・ヤングケアラー支援について、参加者の理解を深めることができたほか、支援員同士のネットワークづくりが推進された。

事業名等	認知症サポーターの活動支援
担当課名	福祉部 長寿福祉課
最終予算額	200千円（県単）

<事業概要>

認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりを推進するため、市町村が、認知症の人や家族の支援ニーズと、認知症サポーター等を中心とする支援をつなぐ仕組みを構築できるよう、人材育成や好事例の発信など広域的な支援を行う。

<実施状況>

○認知症サポーター活動促進事業

- ・チームオレンジ等活動促進に向けた検討会の開催 2回開催

認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりが推進されるよう、その方策を検討した。

- ・チームオレンジ・コーディネーター研修 1回開催

認知症サポーターの活動や認知症の人の社会参加を促進し、認知症の人やその家族が自分らしく住み続けられる地域づくりを推進するため、チームオレンジの効果的な編成方法や運営のノウハウ等を伝達するなど、人材育成研修を実施した。

<成 果>

市町村がチームオレンジの整備推進に向けて、その中核的な役割を担う「コーディネーター」を養成することができた。

令和4年度養成者数 : 76名 累計 261名 (R2~R4)

事業名等	認知症サポーターの活動支援（認知症介護アドバイザー）
担当課名	福祉部 長寿福祉課
最終予算額	130（国補：1/2）

<事業概要>

認知症の方とその家族を地域で支え合う環境づくりを推進するため、介護家族等からの相談に応じるとともに、認知症に対する正しい知識の普及を行う「茨城県認知症介護アドバイザー」を養成する。

<実施状況>

○茨城県認知症介護アドバイザー養成研修

実施日時：令和4年11月29日（火）

研修修了者数：66名

<成果>

茨城県認知症介護アドバイザー養成研修の修了者の登録名簿をとりまとめ、令和4年12月5日（月）に市町村に送付した。

また、介護家族等が身近に相談できる相談役、認知症サポーター養成講座の講師役として、令和4年度までに累計2,341人の茨城県認知症介護アドバイザーを養成している。

年度	～29	H30	R31	R2	R3	R4	累計
人数	1,801人	224人	176人	中止	74人	66人	2,341人

5 普及啓発（第12条関係）

- ・ケアラーに対する支援の重要性等について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行う。

事業名等	ケアラーに向けた情報発信
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

<事業概要>

県ホームページにおける各種情報発信をはじめ、県広報誌やSNS、県政ラジオ等を活用して広くケアラーに向けた広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報誌などによる情報発信等）を推進する。

<実施状況>

県ホームページにおいて、随時、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。

<成 果>

県ホームページ等における情報発信により、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。

事業名等	児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課・高校教育課
最終予算額	—

<事業概要>

学校において、自身がヤングケアラーであるという認識のない子どもたちが、自身に支援が必要だということに気づけるような機会をつくり、相談等の支援につなげることができるようにする。

<実施状況>

○児童生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会の確保

県内の公立小中高等学校等の児童生徒に対し、啓発用リーフレットの配布・説明などを通して、ヤングケアラーである児童生徒自身に支援が必要であるという認識を促した。

実施時期 : 令和5年1月

実施対象 : 公立小中学校、県立高等学校等

<成果>

全ての児童生徒にヤングケアラーについて学ぶ機会を確保し、啓発用リーフレットを配布・説明することを通して、ヤングケアラーに対する理解促進を図ることができた。

事業名等	県民に向けた情報発信
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

※ ケアラーに向けた情報発信と併せて、同様に県民に対して情報発信を行った。

【参照】

事業概要、実施状況及び成果については、20 ページを参照願います。

事業名等	ケアラー支援に関する講演会等の開催支援【再掲】
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	—

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、5 ページを参照願います。

事業名等	県内事業者等への啓発・情報発信
担当課名	産業戦略部 労働政策課
最終予算額	—

<事業概要>

県ホームページやメールマガジンにおいて、県内事業者に対し働き方改革優良認定企業の優良事例や働き方改革等に関する関係法令、各種助成金、研修会などの情報を発信する。

<実施状況>

○県内事業者等への啓発・情報発信

働き方改革優良認定企業の優良事例や働き方改革等に関する関係法令、各種助成金、研修会などの情報を発信

<成 果>

県ホームページやメールマガジンでの情報発信により、県内事業者に対し働き方改革の優良事例等について啓発することができた。

事業名等	「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」と連携した啓発
担当課名	産業戦略部 労働政策課
最終予算額	474千円（国補：1/2）

<事業概要>

毎年8月及び11月をいばらき働き方改革推進月間と定め、チラシやポスターを配布し、啓発活動を実施する。

<実施状況>

○「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」と連携した啓発

毎年8月及び11月をいばらき働き方改革推進月間と定め、同協議会と連携してチラシやポスターを配布し、啓発活動を実施。

<成 果>

働き方改革（推進）優良企業として認定した企業の取組を、県女性活躍・働き方応援ポータルサイトやセミナー、いばらき働き方改革推進月間における啓発活動などを通じて、優良事例として紹介することにより、県内企業の多様で柔軟な働きやすい職場環境づくりを促進した。

6 民間支援団体の活動に対する支援（第13条関係）

- ・民間支援団体が行うケアラーの支援に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずる。

事業名等	要保護児童対策地域協議会の活動促進
担当課名	福祉部子ども政策局 青少年家庭課
最終予算額	—

<事業概要>

要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、児童福祉法（以下「法」という。）第25条の2において、地方公共団体に対し設置の努力義務が課されている。

県で設置した当該協議会において、児童虐待相談件数の急増やケースの複雑化等近年の児童虐待をとりまく状況をふまえ、関係機関の連携を充実強化し、児童虐待防止対策の一層の推進を図る。

<実施状況>

○県要保護児童対策地域協議会

代表者会議：令和4年7月1日開催（市町村要対協の代表市町村が出席）

<成果>

県要保護児童対策地域協議会代表者会議において、ヤングケアラーを含めた要保護児童への適切な支援（国通知等）について、関係機関と情報共有することができた。

事業名等	茨城助け合い運動推進事業による助成
担当課名	県民生活環境部 女性活躍・県民協働課
最終予算額	38,854千円（県単）

<事業概要>

茨城助け合い運動推進事業により、喫緊の地域課題の解決に向けてNPO等が取り組む活動等に対して、事業費等の助成を実施する。

<実施状況>

○茨城助け合い運動推進事業

茨城助け合い運動推進事業により、喫緊の地域課題の解決に向けてNPO等が取り組む活動等に対して、事業費等の助成を実施した。

提案型共助社会づくり支援事業 : 8事業

企業連携型NPO活動支援事業 : 30事業

<成果>

茨城助け合い運動推進事業により、長期引きこもり者等の回復訓練・居場所づくり、多世代交流事業、ケアラーの居場所づくり等の喫緊の地域課題の解決に向けてNPO等が取り組む38事業への助成を実施し、活動支援を図ることができた。

事業名等	交流サルーンいばらきの運営による支援
担当課名	県民生活環境部 女性活躍・県民協働課
最終予算額	5,103千円(県単)

<事業概要>

交流サルーンいばらきの運営により、NPOやボランティア団体等に対して、活動への助成金や地域の行政施策などに関する情報、交流の場の提供等により活動を支援する。

<実施状況>

○交流サルーンいばらき管理運営

交流サルーンいばらきの運営により、NPOやボランティア団体等に対して、活動への助成金や地域の行政施策などに関する情報、交流の場の提供を行う。

令和4年度交流サルーンいばらき開館日数及び利用者数実績

開館日数	285日
利用者数	5,060人(1日平均17.8人)

<成果>

交流サルーンいばらき管理運営により、NPOやボランティア団体等に対して、活動への助成金や地域の行政施策などに関する情報、交流の場の提供等により、活動支援を図ることができた。

7 実態調査等（第14条関係）

- ・ケアラーの状況を把握し、ケアラー支援に関する施策を効果的かつ効率的でその状況に応じたものとするため、定期的に、必要な調査を行うとともに、ケアラー支援について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努める。

事業名等	ケアラーに関する実態調査
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	737千円（県単）

<事業概要>

ケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握し、必要な支援策を検討するために実態調査を実施する。

<実施状況>

○令和4年度ケアラーに関する実態調査

調査委託業者：株式会社環境総合研究所

調査期間：令和4年5月～7月

調査対象：下表のとおり

対 象		対象数	調査方法
当事者	高齢者のケアラー	273人	書面
	障害者のケアラー	903人	書面
当事者団体	家族の会等	15か所	WEB
支援機関	地域包括支援センター	91か所	WEB
	障害者相談支援事業所	301か所	WEB
	民生委員児童委員協議会	140か所	WEB

結果等：ケアラーの性別は女性が多く幅広い年代にわたっており、ケアの内容は家事が最も高い。また、ケアラーに役立つ情報の提供等の支援が必要。

<成 果>

ケアラーの年齢や性別、ケアラーが抱える悩み等の傾向を把握するとともに、求められる支援等を確認することができ、取り組むべき課題、今後の施策の方向性等の参考とすることができた。

事業名等	ヤングケアラーに関する実態調査
担当課名	福祉部 福祉政策課
最終予算額	3, 410千円 (国補：1/2)

<事業概要>

ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握し、必要な支援策を検討するために実態調査を実施する。

<実施状況>

○令和4年度ヤングケアラーに関する実態調査

調査委託業者：株式会社常陽産業研究所

調査期間：令和4年4月～7月

調査対象：下表のとおり

対 象		対象数	調査方法
児童・生徒	小学6年生	約2,400人	書面
	中学生 全学年	約77,000人	WEB
	高校性 全学年	約76,000人	WEB
学校	小学校 (各市町村から1校)	44校	WEB
	中学校 全校	239校	WEB
	中等教育学校 全校	6校	WEB
	高等学校 全校	125校	WEB
支援機関	市町村要保護児童対策地域協議会	44か所	WEB

結果等：「世話をしている家族がいる」と回答した児童・生徒の割合

	小学生	中学生	全日制高校生	定時制高校生	通信制高校生
本県調査	9.6%	4.5%	3.6%	9.4%	12.3%
国調査	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%

本県においても一定数のヤングケアラーが存在することが示された。

また、学校や支援機関においては、「ヤングケアラー」の認知度はある一方で、意識しての対応は半数程度という傾向を把握することができた。

<成 果>

本県におけるヤングケアラーの状況を把握するとともに、ヤングケアラーを取り巻く学校等の関係機関の認知度等について確認することができ、取り組むべき課題、今後の施策の方向性等の参考とすることができた。

(参 考)

茨城県条例第 60 号

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例
様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等のケアを行
っているケアラーは、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしている。

しかしながら、ケアに伴う過大な精神的、身体的、経済的負担により、ケアラーの日常生活
に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアがケアラー自身の活動や生き方に深刻
な影響を及ぼすおそれも考えられる。

とりわけ日常的にケアを行っている子どもたち、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに
見合わない重い責任や負担を負うことで、教育や人格形成に影響を及ぼし、人生の選択肢が狭
められること等が懸念される。

こうした中、我々は、児童の権利に関する条約及び児童の福祉に関する関係法令の理念にの
っとり、ヤングケアラーの健やかな育成、教育の機会の確保等を図るとともに、全てのケアラ
ーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を
歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題
として認識し、ケアラーを社会全体で支えていく必要がある。

ここに、ヤングケアラーをはじめとする多様なケアラーを支え、もって県民誰もが生きやす
い社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関し、基
本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本とな
る事項を定め、とりわけ次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等が図られる
とともに、ケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、かつ、社会から孤立しないよう支えること
により、全ての県民が生きやすい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ
る。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) ケアラー 心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とす
る家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者をいう。
- (3) ヤングケアラー 前号に該当する 18 歳未満の者をいう。
- (4) 関係機関 介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、
その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (5) 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教
育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 ケアラーへの支援は、全てのケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、その生活において
ケアと自己の幸福追求との調和を図ることを旨として、行われなければならない。

2 ケアラーへの支援は、家族や身近な人など住民相互の助け合いを尊重しつつも、ケアラ
ーが孤立することのないよう、多様な主体の相互の連携及び協力の下、ケアラーとその家族を
社会全体で支え合うことを旨として、行われなければならない。

3 ヤングケアラーへの支援に当たっては、特に社会において自立的に生きる基礎を培い、次
代の社会を担う力を養う重要な年齢であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、
その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように十分配慮されなければな
らない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ケアラーの支
援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、ケアラーの支援における市町村及び民間支援団体の役割の重要性に鑑み、市町村及

び民間支援団体がケアラーの支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 3 県は、ヤングケアラーがその福祉を保障される権利を有する年齢であることに鑑み、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう配慮するとともに、その健やかな成長が図られるよう、その発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じて、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

(県民の理解)

第5条 県民は、あらゆる機会を通じてケアラーの支援の必要性についての理解と関心を深めるとともに、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するよう努めるものとする。

- 2 県民は、ヤングケアラーの支援の必要性についての理解と関心を深めるとともに、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、それぞれの立場において十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識し、ケアラーの就労の促進及び継続に資するよう、その就労とケアとの両立に資する環境の整備に努めるものとする。

- 3 県は、普及啓発その他の前項の整備の促進に関する支援を行うものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、支援を行う機関の紹介その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 4 教育に関する業務を行う関係機関は、特にその業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の早期の把握に努めるとともに、早期の適切な支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、ケアラーの支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体と相互に密接な連携及び協力を図るよう努めるものとする。

- 2 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、ヤングケアラーを早期に発見し、早期に適切な支援につなぐことができるよう、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携を強化するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「県推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 県推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ケアラーの支援に関する基本方針

(2) ケアラーの支援に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、県推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、ケアラーの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、県推進計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、県推進計画の変更(軽微な変更を除く。)について準用する。

(ケアラーの支援)

第10条 県は、ケアラーの生活の質を維持向上させるとともに、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安、負担等を軽減させるため、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備及びその周知に関すること。
 - (2) ケアに関する相談、手続その他の行為に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用に関すること。
 - (3) ケアラーが休息若しくは休養を要する場合又は社会通念上やむを得ない事由によりケアができなくなった場合における一時的にケアを提供する取組その他の必要な支援に関すること。
 - (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること。
 - (5) ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的な支援に関すること。
 - (6) ケアの方法等に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発に関すること。
 - (7) 交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。
 - (8) ヤングケアラーの教育の機会の確保に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、ケアラーを支援するために必要な事項に関すること。
- 2 県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないように、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、ケアラーの支援が適切に行われるよう、相談、助言、日常生活及び社会生活の支援その他のケアラーの支援を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、カウンセラー、ソーシャルワーカーその他のケアラーの支援に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保並びにその適正な配置に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、ケアラーに対する支援の重要性等について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行うものとする。

(民間支援団体の活動に対する支援)

第13条 県は、民間支援団体が行うケアラーの支援に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査等)

第14条 県は、ケアラーの状況を把握し、ケアラーの支援に関する施策を効果的かつ効率的でその状況に応じたものとするため、定期的に、必要な調査を行うものとする。

2 県は、ケアラーの支援について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第16条 県は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。